

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県土木建築部の発注する建設コンサルタント業務（以下「業務」という。）において、その内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものであって、業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる業務（以下「当該業務」という。）について、プロポーザル方式により技術提案書を特定するための試行手続きに関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 技術提案書を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募等により選定し、提出された技術提案書の内容が当該業務の履行に最も適したものを特定し、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第2項の規定に基づき随意契約により契約する発注方式をいう。
  - a 公募型プロポーザル方式（以下「公募方式」という。） 当該手続きへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）を公募し、その参加希望者のうち一定の条件を満たす者から技術提案を受ける方式をいう。
  - b 指名型プロポーザル方式（以下「指名方式」という。） あらかじめ一定の要件を満たす複数の者を選定し、技術提案書の提出意思を表明する書類（以下「提出意思確認書」という。）の提出があった者から技術提案を受ける方式をいう。
- (2) 契約担当者 知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (3) 主務課長 契約事務及び実施する当該業務の履行に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。
- (4) 事務所長 当該業務を所管する出先機関の長をいう。
- (5) 特定基準 技術提案書を特定するために定める、評価項目、評価基準、配点、技術点等に係る基準をいう。
- (6) 特定調達契約 物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成7年12月28日沖縄県規則第83号）の適用を受けるコンサルタント業務の契約をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象とする業務は、契約担当者、主務課長又は事務所長（以下「主務課長等」という。）が必要と認める業務とする。

ただし、特定調達契約及び特許、著作権等を必要とする業務は対象としない。

(評価方式)

第4条 プロポーザル方式の評価方式は、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（以下「特定テーマ」という。）を示し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する総合評価型とする。

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 主務課長等は、特定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 主務課長等は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該特定基準に基づいて技術提案書を特定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、その必要があるとの意見が述べられた場合には、技術提案書を特定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者に意見を聴くときは、第1号様式又は第2号様式によるものとする。

(審査会等)

第6条 参加資格、技術力等の審査・評価を行うため、技術審査会及び指名審査会（以下「審査会等」という。）を設置するものとする。

なお、審査会等の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 技術審査会は、次の事務を所掌するものとする。

ア 参加資格要件の設定に係る審査

イ 評価項目、評価基準、配点、技術点、評価の担保の方法の設定に係る審査

ウ 参加資格要件の有無の評価

エ 技術資料に関する審査・評価

(2) 指名審査会は、次の事務を所掌するものとする。

ア プロポーザル方式の採用の必要性の確認

イ 参加資格要件の確認

ウ 評価項目、評価基準、配点、技術点、評価の担保の方法の設定に係る確認

エ 参加資格の有無の確認

オ 技術資料の評価の確認

カ 技術提案書の特定のための確認

2 審査会等の組織及び運営方法は、別に定めるものとする。

3 プロポーザル方式の実施に当たり、有識者又は主務課以外の職員等を含む審査会等を個別に設置し、当該審査会等において参加資格要件及び評価等を審議する場合は、第1項、第13条、第17条及び第18条の規定にかかわらず、本要領に基づく審査会等の審議を省略することができる。

(参加資格要件)

第7条 参加資格要件は、別に定めるものとする。

なお、期限までに公募方式にあっては参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）、指名方式にあっては技術提案書の提出を示す提出意思確認書、技術提案書及びその内容を証明する資料（以下「証明資料」という。）を提出しない者、並びに参加資格がないと認められた者は、本プロポーザル方式に参加させないものとする。

2 提出期限以降における参加表明書又は提出意思確認書、技術提案書及び証明資料（以下「技術資料」という。）の差し替え又は再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、やむを得ないものとして技術審査会が承認した場合は、この限りではない。

(技術力等の評価基準)

第8条 技術力等の評価基準は、別に定めるものとする。

(公告及び参加説明書の配布等)

第9条 公募方式にあっては、主務課長等は、自治令第167条の6及び沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第121条の規定により、入札公告（第3号様式）に準じて、当該業務を所轄する主務課（事務所）（以下「主務課（所）」という。）において、掲示、その他の方法により公告するものとする。

2 前項における掲示期間は、公告日から参加表明書の提出期限日までとする。

3 主務課長等は、公告後速やかに主務課（所）において、当該業務に係るプロポーザル参加説明書（以下「参加説明書」という。）（第4号様式）の縦覧を行うとともに、参加希望者に当該公告の写し及び参加説明書を配布するものとする。

なお、詳細図面等の資料の入手に費用が掛かる場合は、その旨を公告に明示するものとする。

4 手続き開始の公告において、次の事項を明示するものとする。

(1) プロポーザル方式を採用していること。

(2) 当該プロポーザル方式に係る特定基準。

5 指名方式にあっては、主務課長等は、技術提案書の提出を要請する者（以下「選定者」という。）に選定通知及び参加説明書を配布するものとする。

(参加説明書に対する質問及び回答)

第10条 参加表明書を提出しようとする者又は技術提案書を提出しようとする者は、参加説明書について、書面により質問をすることができる。ただし、主務課長等が参加資格がないと判断する者は、質問をすることができない。

- 2 前項の書面は、参加表明書の提出にあつては4日（沖縄県の休日を含める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、技術提案書の提出にあつては7日（休日を除く。）前までに主務課（所）に持参しなければならない。郵送又は電送（FAX含む。）によるものは受け付けない。
- 3 主務課長等は、質問に対する回答を公告掲載の提出期限日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、主務課（所）において掲示、その他の方法により周知するものとする。

（技術資料の作成に関する説明会）

第11条 技術提案書の作成に関する説明会を行う場合は、公募方式にあつては公告日、指名方式にあつては選定した日から3日以降に実施できるものとする。

（参加表明書及び証明資料の提出）

- 第12条 参加希望者は、主務課長等に、参加表明書及び証明資料（以下「参加表明書等」という。）を提出期限までに、原則として持参により2部提出しなければならない。
- 2 参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、参加希望者の負担とする。
  - 3 主務課長等は、参加希望者から提出された参加表明書等について返却しない。
  - 4 主務課長等は、当該業務の参加資格の確認及び評価以外に、参加希望者から提出された参加表明書等を無断で使用してはならない。

（選定者の選定及び審査）

- 第13条 主務課長等は、選定者を選定するにあつては、あらかじめ審査会等の議を経るものとする。
- 2 公募方式にあつては、審査会等は、前項の選定を行う場合に必要に応じて、提出された参加表明書等の記載内容について参加希望者のヒアリングを実施することができるものとする。
  - 3 契約担当者は、参加希望者が多数いる場合には、技術力等の評価基準により求めた評価点の上位から3者以上の者に対して、技術提案書の提出を要請することができるものとする。
  - 4 前項の場合に主務課長等は、公告にその旨を明記し、参加説明書に評価項目及び配点等を明記するものとする。

（選定者等への通知）

- 第14条 主務課長等は、前条の結果に基づき様式5号により選定者へ通知するものとする。なお、公募方式にあつては、参加表明書の提出期限日から原則として20日以内に参加希望者に、通知するものとする。また、選定者として選定されなかった者（以下「非選定者」という。）にも同様に通知するものとする。
- 2 主務課長等は、前項の通知とあわせて、技術提案書の提出を選定者に要請するものとする。

（非選定者等への理由説明）

- 第15条 非選定者又は参加資格がないと認められた者は、前条第1項の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により主務課長等に説明を求めることができる。
- 2 主務課長等は、前項の説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面をもって回答するものとする。

（技術資料の提出）

- 第16条 選定者は、主務課長等に、技術資料を参加説明書に示すところにより、原則として持参により2部提出しなければならない。なお、指名方式にあつては、あらかじめ提出意志確認書を提出するものとする。
- 2 技術資料の作成及び提出に要する費用は、選定者の負担とする。
  - 3 主務課長等は、選定者から提出された技術資料は返却しない。
  - 4 主務課長等は、当該業務の評価以外に、選定者から提出された技術資料を無断で使用してはならない。
  - 5 指名方式にあつては、提出意志確認書を提出する者が3者に満たない場合は、追加して第14条に示す通知を行うものとする。

（技術資料の審査）

第17条 主務課長等は、提出された技術提案書の評価について、審査会等の議を経るものとする。

- 2 審査会等は、前項の審査を行う場合に必要に応じて、提出された技術提案書の記載内容について選定者のヒアリングを実施することができる。

(技術提案書の特定)

第18条 技術提案書の特定にあたっては、特定基準により求めた評価点が最も高い者（以下「特定者」という。）を特定するものとする。なお、評価点と同じものが2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて特定するものとする。

- 2 主務課長等は、前条の評価に基づき技術提案書を特定しようとするときは、審査会等の議を経るものとする。
- 3 主務課長等は、第5条第2項の意見聴取において技術提案書を特定するときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該技術提案書を特定するときに改めて学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 4 主務課長等は、技術提案書を特定したときは、その結果を速やかに特定者へ通知するものとする。また、特定者として特定されなかった者（以下「非特定者」という。）にも同様に通知するものとする。

(非特定理由説明)

第19条 非特定者のうち、技術提案書の特定結果に対して不服がある者は、前条の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により主務課長等に非特定理由の説明を求めることができる。

- 2 主務課長等は、前項の説明を求められた場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面をもって回答するものとする。

(評価結果等の公表)

第20条 主務課長等は、この要領を適用した業務において技術提案書を特定したときは、契約後速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 参加希望者名及び選定者名
- (2) 各参加希望者及び選定者の技術点
- (3) 各参加希望者及び選定者の各評価細目の点数

(参加資格の喪失等)

第21条 参加資格のない者又は参加表明書等及び技術資料に虚偽の記載を行った者の技術提案書は、無効とする。

(評価の担保)

第22条 技術提案書の特定に反映させた参加表明書等及び技術資料の記載内容が業務実施に当たって十分に履行されていない場合は、完了検査時における業務成績を減点するものとする。その内容については、参加説明書に明示するものとする。

(業務成績の減点)

第23条 前条に係る減点は、業務計画に関する次の事項について行うものとする。

- (1) 工程管理に関する事項
- (2) 業務上の課題に関する事項
- (3) 業務上の配慮に関する事項
- (4) 成果品の品質に関する事項

(再苦情)

第24条 第15条及び第19条の規定による説明に不服がある者は、説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を除く。）以内に、書面により主務課長等に対して再苦情の申立てを行うことができるものとする。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札等適正化委員会が審議を行うものとする。

(その他)

第25条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日より適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日より適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日より適用する。